

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等
の一部を改正する省令案等に対する意見公募要領

令和5年9月
経済産業省

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入拡大に伴い、導入が進む地域ほど系統の整備や調整力の確保に要する費用負担が重くなるなど、地域的な負担の偏りが顕在化しつつあります。こうした中で、再エネ導入拡大の便益は特定の事業者やエリアに限られず、全国に及ぶことを踏まえた費用回収の在り方について、議論が進められてきました。

発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待されます。また、再エネの導入が特定地域に集中しがちな現状を鑑みれば、発電側課金の有する立地誘導効果も見込まれます。加えて、発電側課金の導入は、既設再エネの有効活用（リパワリング等による稼働率向上）を促す効果もあります。

令和5年2月に公表された「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、発電側課金を令和6年度に導入することがとりまとめられました。そのため、発電側課金の導入に向け、関係する経済産業省令等の改正に向けた検討を進めてきました。

発電側課金は、系統連系・維持の費用として、現在、小売電気事業者に支払義務が課せられている託送供給（接続供給）に係る料金の一部について、発電事業者に対して負担を振り分けるものであり、経済産業省令等の一部を改正し、その算定方法等について規定する必要があります。また、発電事業者が小売電気事業者に転嫁する発電側課金相当分について、小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについても規定する必要があります。

加えて、レベニューキャップ制度における収入の見通しに係る事後調整の範囲に関する整理を踏まえ、関係する経済産業省令の一部を改正し、当該整理について規定する必要があります。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

<省令>

- ・一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案

<告示>

- ・インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示案

<訓令>

- ・電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（改定案）

- ・一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領（改定案）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年9月28日（木）～令和5年10月27日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

- (2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

政策課 電力産業・市場室 パブリックコメント担当 あて

- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-denryokusangyou01@meti.go.jp

（電子メールの件名を「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見直しに関する省令等の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

